# 津島市部設置条例の一部改正について　　部及び事務分掌の変更

| 改　正　前 | 改　正　後 |
|---|---|
| **市長公室** | **市長公室** |
| ア　秘書に関する事項 | ア　秘書に関する事項 |
| イ　人事及び職員に関する事項 | イ　人事及び職員に関する事項 |
| ウ　広報及び広聴に関する事項 | ウ　広報及び広聴に関する事項 |
| エ　総合基本的企画及び調整に関する事項 | エ　防災に関する事項 |
| | オ　総合基本的企画及び調整に関する事項 |
| **総務部** | **総務部** |
| ア　財政及び財産管理に関する事項 | ア　財政及び財産管理に関する事項 |
| イ　税の賦課及び収納に関する事項 | イ　税の賦課及び収納に関する事項 |
| ウ　文書及び庶務に関する事項 | ウ　文書及び庶務に関する事項 |
| エ　他の部等に属さない事項 | エ　他の部等に属さない事項 |
| **市民協働部** | **市民生活部** |
| ア　市民協働及び市民活動に関する事項 | ア　市民協働及び市民活動に関する事項 |
| イ　防災に関する事項 | イ　交通安全及び防犯に関する事項 |
| ウ　交通安全及び防犯に関する事項 | ウ　戸籍及び住民基本台帳に関する事項 |
| エ　戸籍及び住民基本台帳に関する事項 | エ　人権推進に関する事項 |
| | オ　環境衛生及び保全に関する事項 |
| **生活産業部** | |
| ア　人権推進に関する事項 | |
| イ　農務に関する事項 | |
| ウ　商工業及び観光に関する事項 | |
| エ　労政に関する事項 | |
| オ　環境衛生及び保全に関する事項 | |
| **健康福祉部** | **健康福祉部** |
| ア　社会福祉に関する事項 | ア　社会福祉に関する事項 |
| イ　高齢福祉に関する事項 | イ　高齢福祉に関する事項 |
| ウ　児童福祉に関する事項 | ウ　児童福祉に関する事項 |
| エ　保険予防に関する事項 | エ　保険予防に関する事項 |
| オ　国民健康保険、国民年金に関する事項 | オ　国民健康保険、国民年金に関する事項 |
| カ　福祉医療に関する事項 | カ　福祉医療に関する事項 |
| **建設部** | **建設産業部** |
| ア　道路、水路その他土木に関する事項 | ア　道路、水路その他土木に関する事項 |
| イ　都市計画及び公園に関する事項 | イ　都市計画及び公園に関する事項 |
| ウ　建築及び住宅に関する事項 | ウ　建築及び住宅に関する事項 |
| エ　公共用地に関する事項 | エ　公共用地に関する事項 |
| | オ　農務に関する事項 |
| | カ　商工業及び観光に関する事項 |
| | キ　労政に関する事項 |
| **上下水道部** | **上下水道部** |
| ア　流域関連公共下水道に関する事項 | ア　流域関連公共下水道に関する事項 |
| イ　コミュニティ・プラントに関する事項 | イ　コミュニティ・プラントに関する事項 |
| **市民病院** | **市民病院** |
| 市民病院に関する事項 | 市民病院に関する事項 |
| **看護専門学校** | **看護専門学校** |
| 看護専門学校に関する事項 | 看護専門学校に関する事項 |